

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年2月19日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ニコラ・ソヴァーチュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【電話番号】	03-3593-5928
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	りそな・JPX日経400オープン
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 3,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

りそな・JPX日経400オープン

以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

ファンドの基準価額については、後記「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込総金額に応じて、取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。なお、本書作成日現在の料率上限は、1.08%（税抜1.0%）です。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社（販売会社については委託会社（後記の「(12) その他 その他」をご参照ください）にお問合せください）にお問合せください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

（７）【申込期間】

平成27年2月20日から平成28年2月19日まで

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます)については、後記「(12) その他
その他」のお問合せ先にお問合せください。

(9) 【払込期日】

お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社から委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

取得申込みの方法等

受益権の取得申込に際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
 - ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。
- クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用

該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、JPX日経インデックス400（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

ファンドの特色

- ① **JPX日経インデックス400(配当込み)に連動する投資成果をめざします。**
 - ◆JPX日経インデックス400(配当込み)が上昇する場合には基準価額も連動して同程度の比率で上昇し、同指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度の比率で下落することを目標とします。ただし、ファンドの基準価額がJPX日経インデックス400(配当込み)の動きと乖離することがあります。
- ② **JPX日経インデックス400(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用する「アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます)を主要投資対象とします。**
 - ◆主として、マザーファンドへの投資を通じて、日本の金融商品取引所の上場株式に投資します。なお、株式等に直接投資することもあります。運用にあたっては「BARRA日本株式モデル」を活用し、ポートフォリオの構築および管理を行います。
- ③ **株式の組入比率は原則として高位に保ちます。**
 - ◆株式の実質投資割合は原則100%程度とします。

JPX日経インデックス400とは

JPX日経インデックス400(略称:JPX日経400)とは、資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される新しい株価指数です。

- JPX日経インデックス400は、東京証券取引所上場株式（市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ）の中から、時価総額、売買代金、資本効率の高さを示すROE（自己資本利益率）等を基に、選定された銘柄を算出対象とします。
- JPX日経インデックス400の算出対象数は、原則として400銘柄です。ただし、当銘柄数は、8月の定期入替時において適用され、その後の上場廃止等によって株価指数の算出対象数は、一時的に400銘柄数を下回ることがあります。
- 定期入替は年に1回(8月)行います。
- 起算日は2013年8月30日で、基準値は10,000です。

- ・「JPX日経インデックス400」は、株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京証券取引所（以下、総称して「JPXグループ」といいます）ならびに株式会社日本経済新聞社（以下、「日経」といいます）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、JPXグループおよび日経は、「JPX日経インデックス400」自体および「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有します。
- ・「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべてJPXグループおよび日経に帰属します。
- ・「リソナ・JPX日経400オープン」は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、JPXグループおよび日経は、その運用および「リソナ・JPX日経400オープン」の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ・JPXグループおよび日経は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して責任を負いません。
- ・JPXグループおよび日経は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変えたりする権利および公表を停止する権利を有します。

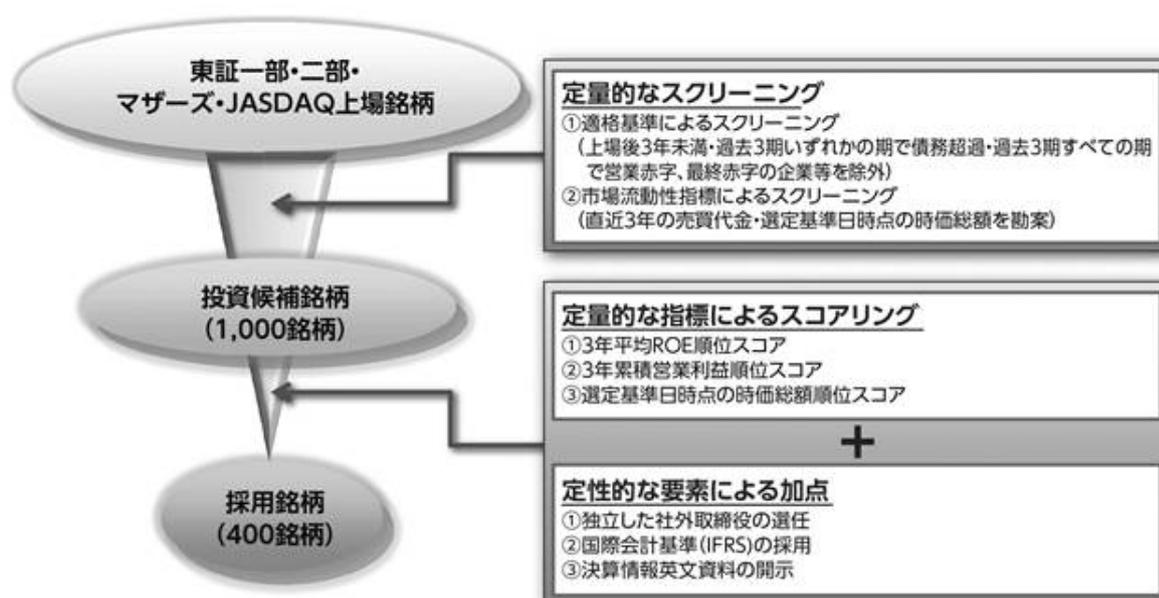
◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

JPX日経インデックス400とは

JPX日経インデックス400は、資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される新しい株価指数です。

インデックス構成銘柄の選定プロセス(イメージ図)



出所:「JPX日経インデックス400算出要領」に基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。上記は銘柄選定方法のすべてを網羅したものではありません。上記は作成時点のものであり、今後変更となる場合があります。

日本の主な株価指数について

指数	構成銘柄	銘柄数	起算日、基準値	算出開始
JPX日経インデックス400	東証上場全銘柄のうちROE等の指標が選定基準を満たした銘柄	400	2013年8月30日 10,000	2014年1月6日
東証株価指数(TOPIX)	東証第一部上場の全銘柄	約1,700	1968年1月4日 100	1969年7月1日
日経平均株価(日経225)	東証第一部上場銘柄から選定された銘柄	225	—	1950年9月7日

出所:東京証券取引所および日本経済新聞社のデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*上記は過去のデータ等であり、将来を示唆・保証するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
*当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

●(ご参考)JPX日経インデックス400と東証株価指数(TOPIX)のパフォーマンス比較



	2006年*1	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年*2	全期間 (年率)
JPX日経400	4.5%	-8.4%	-41.6%	11.3%	1.5%	-15.5%	20.5%	52.7%	11.2%	1.1%
東証株価指数 (TOPIX)	3.4%	-11.1%	-40.6%	7.6%	1.0%	-17.0%	20.9%	54.4%	10.4%	0.2%

*1 2006年8月末と2006年12月末の変化率。*2 2013年12月末と2014年11月末の変化率。

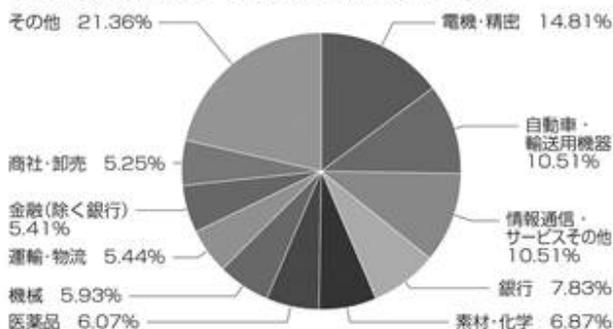
* 2013年8月30日までのパフォーマンスにおける選考値計算の銘柄選定にあたっては、JPX日経インデックス400構成銘柄の選定プロセスにおける定性的な要素による加点および前年度採用銘柄の優先採用ルールを適用していません。

* 上記は過去のデータに基づくものであり、将来を示唆・保証するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

●JPX日経400採用銘柄の市場区分分布 (2014年度)

市場第一部	388銘柄
市場第二部	1銘柄
マザーズ	1銘柄
JASDAQ	10銘柄

●JPX日経400 業種別比率 (2014年度)



* TOPIX-17シリーズの業種による区分に基づく時価総額比です。

* 四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

ROE* (自己資本利益率)について

*Return On Equity(リターン・オン・エクイティ)の頭文字

自己資本(株主が出資した資金)に対してどれだけ収益を生み出したかを示す指標です。ROEの数値が高い企業は株主の出資分に対する収益が大きいため、株主にとっての価値が高い魅力的な投資先といえます。

<ご参考:3年ROE単純平均値(2014年度)>

$$\text{ROE (自己資本利益率)} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本}} \times 100$$

JPX日経400	11.2%
東証株価指数(TOPIX)	6.8%

出所:東京証券取引所、ブルームバーグのデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

* 東証株価指数(TOPIX)は株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。

*上記は過去のデータ等であり、将来を示唆・保証するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

*当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

ファンドの商品分類

ファンドは、追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型に属します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型	内外	その他資産() 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	日経225
	年2回	日本		TOPIX
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性()	年4回	北米	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 (JPX日経インデックス 400(配当込み))
	年6回 (隔月)	欧州		
年12回 (毎月)	アジア			
年12回 (毎月)	オセアニア			
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年12回 (毎月)	アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々	中近東(中東)		
	その他 ()	エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式 一般(大型株・中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。)を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
その他 （JPX日経イン デックス400（配 当込み））	目論見書または投資信託約款において、日経225、TOPIXにあてはまらないすべてのもののうち、JPX日経インデックス400（配当込み）とするものをいいます。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

*前記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドは3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成26年1月22日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドの仕組みは以下のとおりです。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

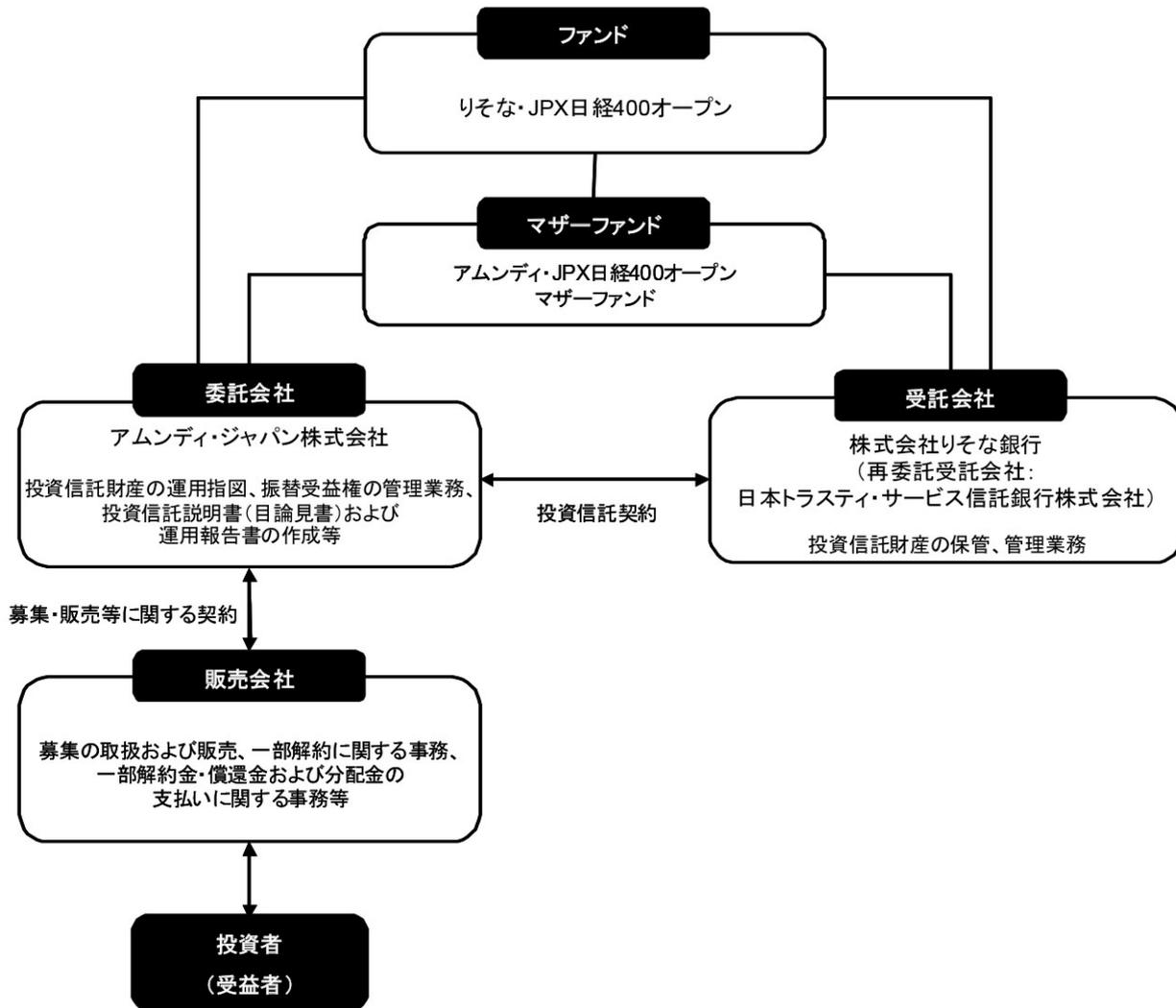
[イメージ図]



- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ・運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）
資本金の額	12億円
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資コンサルティング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 平成22年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更

大株主 の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

アムンディ概要

アムンディは、8,214億ユーロ(約114兆円、1ユーロ=138.31円で換算)の運用資産額を有する世界トップクラスの運用会社の1つです。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

2014年6月末現在

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、JPX日経インデックス400(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

投資態度

- 1) 主として、アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)に投資し、JPX日経インデックス400(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。このほか、株式等に直接投資することがあります。
- 2) マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。
- 3) 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。JPX日経インデックス400(配当込み)との連動率の向上をはかるため、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 4) 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 5) 上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限ります。)にかかる権利
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてアムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第

2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前記1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」とします。

委託会社は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、前記の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前記およびにおいて投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

マザーファンド概要

アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド

設定日：平成26年1月22日

1. 基本方針

この投資信託は、JPX日経インデックス400（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、わが国の金融商品取引所の上場株式に投資することにより、JPX日経インデックス400（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあり、このため株式の投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の投資総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式の投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号

の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は投資信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は投資信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引は投資信託約款の範囲で行います。

（3）【運用体制】

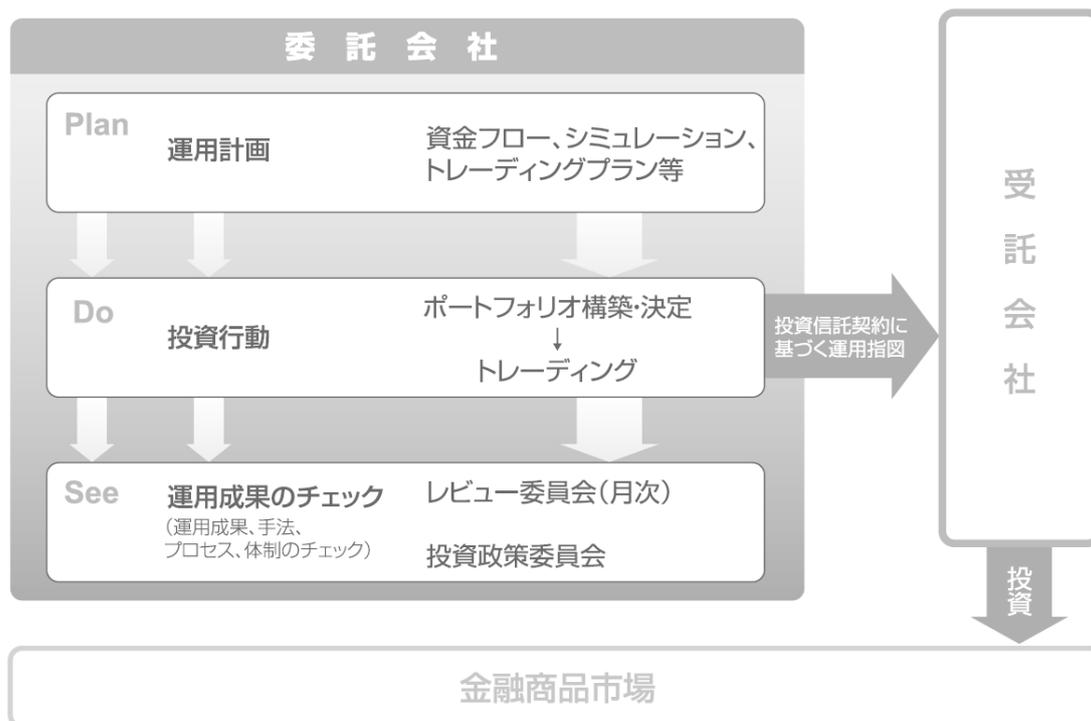
投資戦略の決定および運用の実行

CIO（最高運用責任者）に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



* 委託会社の運用成果のチェック・・・委託会社のレビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として年1回、毎年11月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(a) 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、分配対象額の範囲で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

(a) 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払

(a) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(b) 前記(a)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

(c) 受益者が、収益分配金について前記(a)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

ファンドの投資信託約款で定める投資制限

- 1) 株式の実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資は行いません。

- 3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。
- 5) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 7) 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 8) 有価証券先物取引等は投資信託約款の範囲で行います。
- 9) スワップ取引は投資信託約款の範囲で行います。
- 10) 金利先渡取引は投資信託約款の範囲で行います。
- 11) デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令等に基づく投資制限

同一法人の発行する株式の投資制限(投資信託および投資法人に関する法律)

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**

ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。また、市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことや投資対象の市場規模の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

有価証券先物取引等に伴うリスク

株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

価格乖離リスク

ファンドは、JPX日経インデックス400（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。次の理由により基準価額の動きがJPX日経インデックス400（配当込み）の動きと乖離する場合があります。

1. JPX日経インデックス400の構成銘柄を全て組入れない場合があること
2. 株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
3. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
4. 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
5. 追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響
6. 株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファミリーファンド方式の留意点

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド（ベビーファンド）が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて追加設定または一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

換金の中止

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、換金申込みの受付が中止されることがあります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・ 投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・ 投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・ 投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・ 投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・ 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行っております。

・ 運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

・ 運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

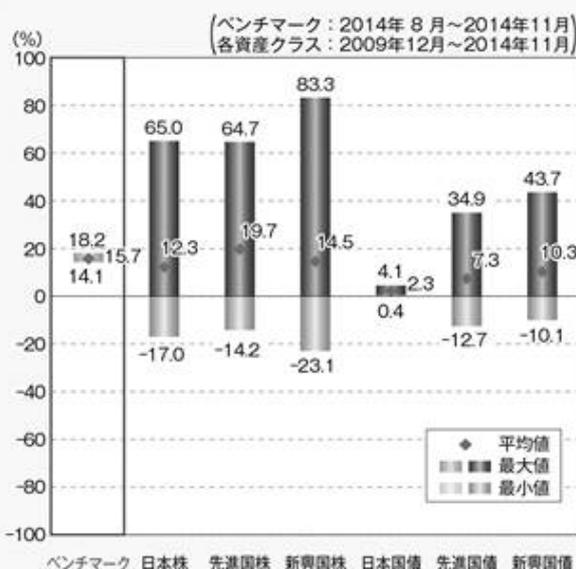
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*ベンチマーク(ファンド運用を行うにあたって運用成果の目標標準とする指数)は、JPX日経インデックス400(配当込み)です。

*ファンドを設定してから1年を経過していないため、ファンドの年間騰落率はベンチマークの年間騰落率を用いています。

*①のグラフはベンチマークの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)およびファンドの基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは2009年12月から2014年11月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を表示したものです。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。

先進国債 シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

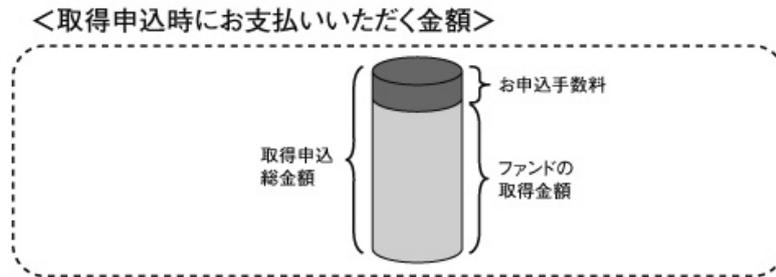
(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込総金額に応じて、取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
---------------	-------

1.08% (税抜1.00%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
-----------------	--

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。



(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の日々の純資産総額に対し年率0.648% (税抜0.60%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

(信託報酬の配分)

(年率)

支払先	料率	役務の内容
委託会社	0.27% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.30% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(投資信託財産の財務諸表の監査費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受けの際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受けの代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成26年9月現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税¹または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税¹が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% ² 、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

¹ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます）の損益通算をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

² 平成49年12月31日までは、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、配当控除が適用される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません）。

期間	税率
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

平成49年12月31日までは、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、益金不算入制度が適用される場合があります。

個別元本について

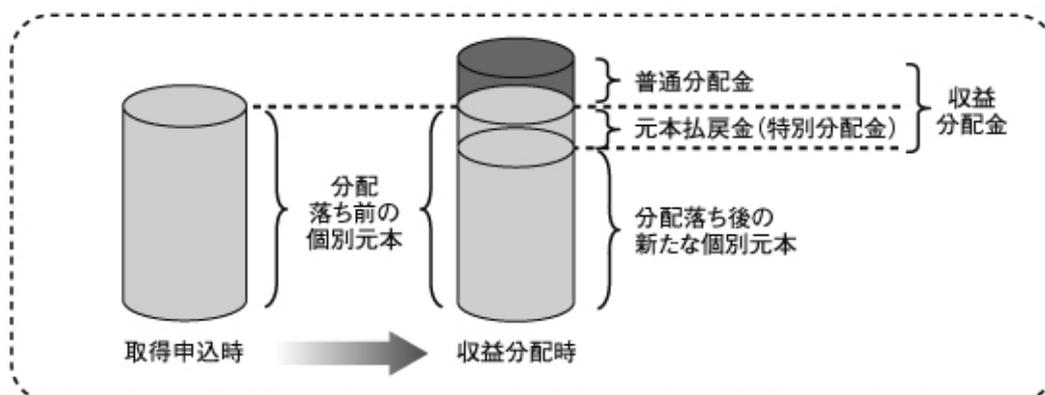
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成26年11月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1) 【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	7,405,000,584	99.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,430,597	0.01
合計(純資産総額)		7,406,431,181	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

<参考情報>

「アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	7,256,079,900	97.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		148,709,104	2.00
合計(純資産総額)		7,404,789,004	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

種類	国/地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪	JPX日経インデックス400先物	買建	115	円	147,283,420	147,602,500	1.99

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド	6,634,710,675	1.1087	7,356,268,049	1.1161	7,405,000,584	99.98

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.98
	合計	99.98

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考情報>

「アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	KDDI	情報・通信業	16,100	7,599.54	122,352,610	7,604.00	122,424,400	1.65
2	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	15,600	7,027.48	109,628,787	7,314.00	114,098,400	1.54
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	163,000	671.34	109,428,420	686.40	111,883,200	1.51
4	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	13,700	7,886.00	108,038,200	7,963.00	109,093,100	1.47
5	日本	株式	キヤノン	電気機器	28,000	3,639.38	101,902,640	3,801.50	106,442,000	1.43
6	日本	株式	日立製作所	電気機器	116,000	893.13	103,603,586	916.50	106,314,000	1.43
7	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	22,600	4,474.03	101,113,267	4,475.00	101,135,000	1.36
8	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	490,200	203.13	99,576,686	204.50	100,245,900	1.35
9	日本	株式	ファナック	電気機器	5,000	19,901.20	99,506,000	20,020.00	100,100,000	1.35
10	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	25,900	3,874.55	100,351,100	3,802.50	98,484,750	1.33
11	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	57,600	1,791.27	103,177,583	1,707.00	98,323,200	1.32
12	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	27,100	3,623.78	98,204,653	3,571.50	96,787,650	1.30
13	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	15,100	6,537.53	98,716,800	6,351.00	95,900,100	1.29
14	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	18,900	4,950.61	93,566,529	4,972.00	93,970,800	1.26
15	日本	株式	三菱地所	不動産業	35,000	2,819.00	98,665,000	2,671.50	93,502,500	1.26
16	日本	株式	パナソニック	電気機器	58,800	1,476.03	86,790,564	1,532.50	90,111,000	1.21
17	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	19,800	4,500.78	89,115,450	4,427.50	87,664,500	1.18
18	日本	株式	三井不動産	不動産業	25,000	3,603.50	90,087,500	3,430.50	85,762,500	1.15
19	日本	株式	三菱商事	卸売業	36,500	2,302.81	84,052,800	2,245.00	81,942,500	1.10
20	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	8,900	8,977.82	79,902,598	8,897.00	79,183,300	1.06
21	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	19,400	3,857.18	74,829,400	3,880.50	75,281,700	1.01
22	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	67,700	1,074.85	72,767,345	1,108.50	75,045,450	1.01
23	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	4,300	17,513.02	75,306,000	17,275.00	74,282,500	1.00
24	日本	株式	信越化学工業	化学	9,100	7,724.12	70,289,500	7,990.00	72,709,000	0.98
25	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	39,200	1,880.90	73,731,650	1,851.50	72,578,800	0.98
26	日本	株式	富士重工業	輸送用機器	16,400	4,263.20	69,916,597	4,318.00	70,815,200	0.95
27	日本	株式	小松製作所	機械	25,100	2,748.53	68,988,200	2,811.00	70,556,100	0.95
28	日本	株式	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	97,200	725.26	70,495,433	714.00	69,400,800	0.93
29	日本	株式	三菱電機	電気機器	48,000	1,417.76	68,052,500	1,426.50	68,472,000	0.92
30	日本	株式	三井物産	卸売業	40,400	1,627.29	65,742,898	1,637.50	66,155,000	0.89

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	鉱業	0.48
		建設業	2.18
		食料品	4.18
		繊維製品	0.49
		パルプ・紙	0.11
		化学	6.39
		医薬品	5.64
		石油・石炭製品	0.56
		ゴム製品	1.13
		ガラス・土石製品	0.79
		鉄鋼	1.50
		非鉄金属	1.04
		金属製品	0.42
		機械	5.90
		電気機器	13.74
		輸送用機器	9.69
		精密機器	1.12
		その他製品	0.46
		電気・ガス業	0.99
		陸運業	4.84
空運業	0.37		

	倉庫・運輸関連業	0.11
	情報・通信業	6.93
	卸売業	4.59
	小売業	4.36
	銀行業	7.95
	証券、商品先物取引業	1.66
	保険業	2.17
	その他金融業	1.59
	不動産業	3.77
	サービス業	2.71
合計		97.99

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	国/ 地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪	JPX日経インデックス400先物	買建	115	円	147,283,420	147,602,500	1.99

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年11月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（平成26年11月19日）	7,163,096,865	7,163,096,865	1.1026	1.1026
平成26年 1月末日	3,550,235,467	-	0.9411	-
2月末日	5,543,509,325	-	0.9354	-
3月末日	7,154,782,781	-	0.9362	-
4月末日	7,097,414,818	-	0.9092	-
5月末日	7,349,545,080	-	0.9399	-
6月末日	7,444,810,899	-	0.9851	-
7月末日	7,749,030,498	-	1.0075	-
8月末日	8,268,230,126	-	0.9954	-
9月末日	8,734,096,985	-	1.0417	-
10月末日	10,607,040,855	-	1.0513	-
11月末日	7,406,431,181	-	1.1097	-

【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成26年 1月22日 至 平成26年11月19日	0.0000

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成26年 1月22日 至 平成26年11月19日	10.3

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

$(\text{当該計算期間末分配付基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額}) \div (\text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額}) \times 100$

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成26年 1月22日 至 平成26年11月19日	17,680,782,507	11,184,179,382	6,496,603,125

（注1）全て本邦内におけるものです。

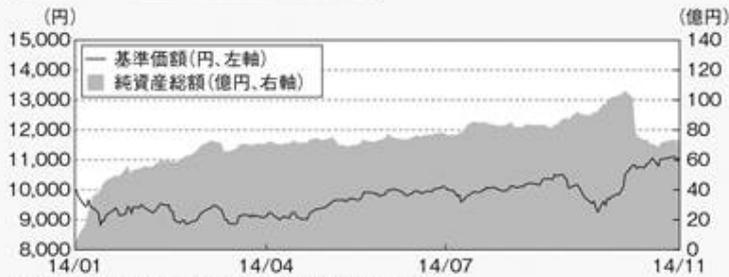
（注2）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

< 参考情報 >

運用実績

2014年11月28日現在

基準価額・純資産の推移



* 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	11,097円	純資産総額	74.1億円
------	---------	-------	--------

分配の推移

決算日	分配金
1期(2014年11月19日)	0円
設定来累計	0円

* 分配金は1万口当たり・税引前です。

主要な資産の状況

[ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄、組入上位10業種はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。]

◆資産配分

資産	比率(%)
国内株式	97.97
現金・他	2.03
合計	100.00

* 比率は純資産総額に対する
実質投資割合です。
* 四捨五入の影響で100.00%
とならない場合があります。

◆その他の資産

資産	比率(%)
先物	1.99

* 比率は純資産総額に対する
実質投資割合です。

◆組入上位10銘柄 (マザーファンド)

	銘柄名	市場	業種	比率(%)
1	KDDI	東京一部	情報・通信業	1.65
2	トヨタ自動車	東京一部	輸送用機器	1.54
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京一部	銀行業	1.51
4	ソフトバンク	東京一部	情報・通信業	1.47
5	キヤノン	東京一部	電気機器	1.44
6	日立製作所	東京一部	電気機器	1.44
7	三井住友フィナンシャルグループ	東京一部	銀行業	1.37
8	みずほフィナンシャルグループ	東京一部	銀行業	1.35
9	ファナック	東京一部	電気機器	1.35
10	日本たばこ産業	東京一部	食料品	1.33

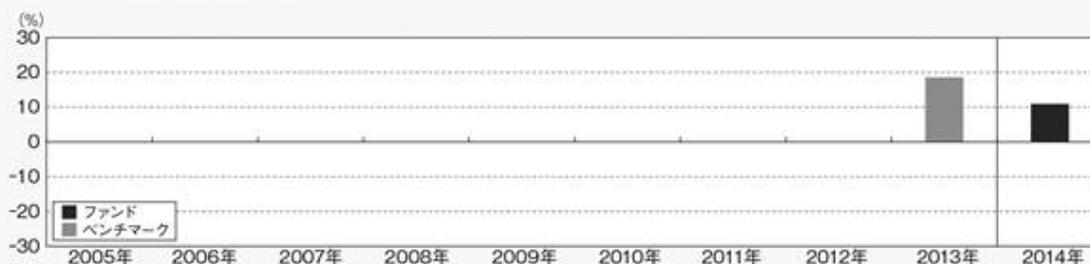
* 比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価額比です。

◆組入上位10業種 (マザーファンド)

	業種	比率(%)
1	電気機器	13.74
2	輸送用機器	9.69
3	銀行業	7.95
4	情報・通信業	6.94
5	化学	6.40
6	機械	5.90
7	医薬品	5.65
8	陸運業	4.84
9	卸売業	4.59
10	小売業	4.37

* 比率は、マザーファンドの純資産総額
に対する評価額比です。

年間収益率の推移



* 年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

* JPX日経インデックス400(配当込み)をベンチマークとします。

* 2013年はベンチマークの起算日(8月30日)から年末まで、2014年はファンドの設定日(1月22日)から11月28日までの騰落率を表示しています。

※ 上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※ ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ※ 運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1) お申込みの受付場所

ファンドの取得申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所等において取扱っております。詳細は後記までお問合せください。



2) 申込手続きと申込価額

申込期間	申込価額
継続申込期間	取得申込受付日の基準価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める日までにお申込みの販売会社に支払うものとします。申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消することができます。

3) 申込単位

販売会社が定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問合せください。

* 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1) 途中換金 の受付

途中換金とは投資信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2) 途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該換金の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。
- (b) 換金価額は、換金請求受付日の基準価額とします。
- (c) 換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3) 換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

4) 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。



5) 途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 委託会社は金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日とします。

6) 受益権の買取

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合わせください。

7) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合わせください。

8) 買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること、および既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

- * 買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合わせください。
- * 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

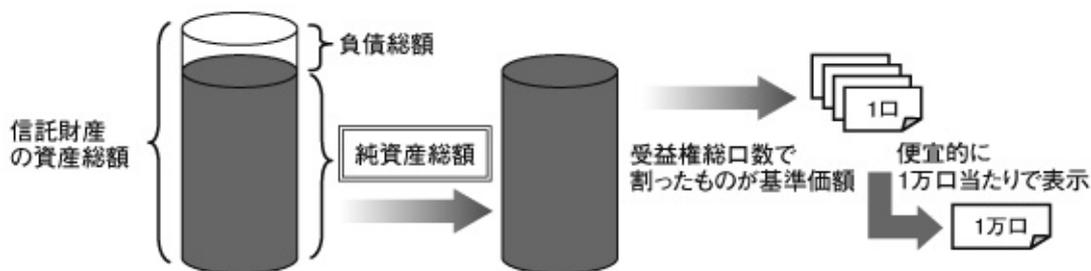
(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
株価指数先物取引	原則として、基準価額計算日に取引所が発表する清算値段で評価します。
投資信託受益証券 (親投資信託)	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成26年1月22日から平成35年11月20日までです。

ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了(ファンドの繰上償還)」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了(ファンドの繰上償還)」をご覧ください。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は投資信託契約締結日から平成26年11月19日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとしします。

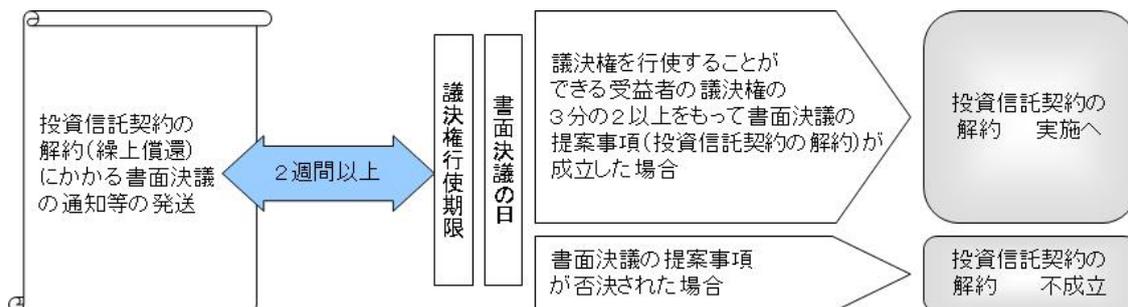
ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了（ファンドの繰上償還）

- (イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。
- A 投資信託財産の純資産総額が10億円を下回るようになったとき
 - B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき
 - C JPX日経インデックス400株価指数が改廃されたとき
 - D やむを得ない事情が発生したとき
- (ロ) 委託会社は、前述の事項AからDについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知っている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (ハ) (ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) (ロ)、(ハ)の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、(ロ)、(ハ)の手続は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

< 信託の終了の手続 >



- (ホ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受けません。
- (ヘ) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
 - C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき
- AまたはBにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

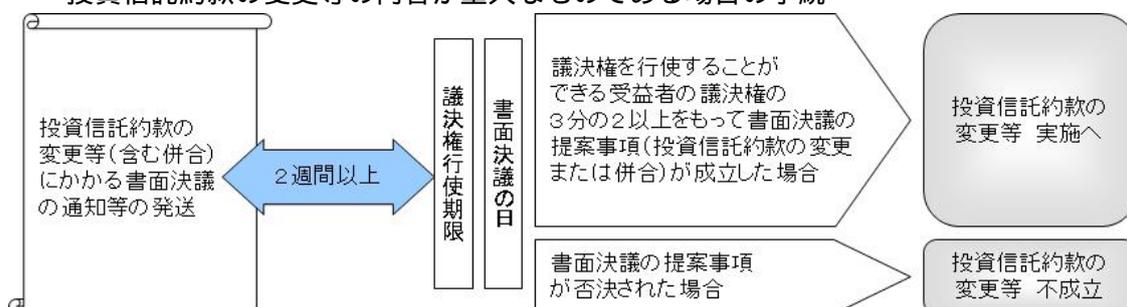
投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の事項(イ)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を

除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託約款にかかる知っている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

- (八) (ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (二) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) (ロ)から(二)の手続は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

< 投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続 >



- (ヘ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受けません。

運用報告書の作成

委託会社は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することができます。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成26年1月22日から平成26年11月19日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

りそな・JPX日経400オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期計算期間末 (平成26年11月19日)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	173,219,030
親投資信託受益証券	7,161,711,941
未収入金	22,700,000
未収利息	47
流動資産合計	7,357,631,018
資産合計	7,357,631,018
負債の部	
流動負債	
未払解約金	173,705,658
未払受託者報酬	912,037
未払委託者報酬	17,328,692
その他未払費用	2,587,766
流動負債合計	194,534,153
負債合計	194,534,153
純資産の部	
元本等	
元本	6,496,603,125
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	666,493,740
(分配準備積立金)	801,390,505
元本等合計	7,163,096,865
純資産合計	7,163,096,865
負債純資産合計	7,357,631,018

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期計算期間 自 平成26年 1月22日 至 平成26年11月19日
営業収益	
受取利息	9,373
有価証券売買等損益	1,534,981,941
営業収益合計	1,534,991,314
営業費用	
受託者報酬	1,919,449
委託者報酬	36,469,385
その他費用	2,907,388
営業費用合計	41,296,222
営業利益又は営業損失（ ）	1,493,695,092
経常利益又は経常損失（ ）	1,493,695,092
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,493,695,092
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	692,304,587
剰余金増加額又は欠損金減少額	493,344,553
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	493,344,553
剰余金減少額又は欠損金増加額	628,241,318
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	628,241,318
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	666,493,740

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、設定日の平成26年1月22日から平成26年11月19日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期計算期間末 (平成26年11月19日)
1. 期首元本額	400,000,000円
期中追加設定元本額	17,280,782,507円
期中一部解約元本額	11,184,179,382円
2. 計算期間末日における受益権の総数	6,496,603,125口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期計算期間 自 平成26年 1月22日 至 平成26年11月19日	
<p>分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は830,345,435円（1万口当たり1,278円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	
A 費用控除後の配当等収益額	115,412,393円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	685,978,112円
C 収益調整金額	28,954,930円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	830,345,435円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	6,496,603,125口
G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	1,278円
H 1万口当たり分配金額	0円
I 分配金額（F × H / 10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第1期計算期間 自 平成26年 1月22日 至 平成26年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。</p> <p>当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。</p> <p>親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であり、運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的に行っております。一般的な株価指数先物取引に係る主要なリスクとして、株価指数の変動による価格変動リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期計算期間末 (平成26年11月19日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありませぬ。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期計算期間末 (平成26年11月19日)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	943,577,020
合計	943,577,020

(デリバティブ取引等に関する注記)

第1期計算期間末（平成26年11月19日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期計算期間（自平成26年1月22日 至平成26年11月19日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第1期計算期間末 （平成26年11月19日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1026円 （11,026円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	アムンディ・JPX日経400オープンマザー ファンド	6,458,975,416	7,161,711,941	
		小計	6,458,975,416	7,161,711,941	
		銘柄数 組入時価比率	1 100.0%		100.0%
		親投資信託受益証券 合計		7,161,711,941	
合計				7,161,711,941	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（平成26年11月19日）
資産の部	
流動資産	

コール・ローン	175,379,855
株式	7,054,596,600
派生商品評価勘定	1,646,290
未収入金	22,059,020
未収配当金	60,325,355
未収利息	48
差入委託証拠金	4,050,000
流動資産合計	7,318,057,168
資産合計	7,318,057,168
負債の部	
流動負債	
前受金	1,352,500
未払金	132,283,620
未払解約金	22,700,000
流動負債合計	156,336,120
負債合計	156,336,120
純資産の部	
元本等	
元本	6,458,975,416
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	702,745,632
元本等合計	7,161,721,048
純資産合計	7,161,721,048
負債純資産合計	7,318,057,168

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
--------------------	--

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には、入金時に計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成26年11月19日）
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	400,000,000円
同期中における追加設定元本額	13,712,662,443円
同期中における一部解約元本額	7,653,687,027円
同期末における元本の内訳 りそな・JPX日経400オープン	6,458,975,416円
合計	6,458,975,416円
2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	6,458,975,416口

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成26年 1月22日 至 平成26年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）I.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	同上

.金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成26年11月19日）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「(3)注記表(金融商品に関する注記) . 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成26年11月19日)	
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式	817,773,446	
合計	817,773,446	

(注) 当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（平成26年1月22日から平成26年11月19日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

(平成26年11月19日)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	ミニTOPIX先物	6,262,500		7,005,000	742,500
	東証株価指数先物	97,160,000		98,070,000	910,000
	合計	103,422,500		105,075,000	1,652,500

(注)時価の算定方法

1. 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日（本報告書における開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成26年1月22日 至 平成26年11月19日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成26年11月19日)	
1口当たり純資産額	1.1088円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	国際石油開発帝石	27,900	1,357.50	37,874,250	
	安藤・間	3,500	668.00	2,338,000	
	コムシスホールディングス	2,200	1,788.00	3,933,600	
	ミサワホーム	400	1,096.00	438,400	
	大成建設	26,000	605.00	15,730,000	
	長谷工コーポレーション	6,500	891.00	5,791,500	
	鹿島建設	24,000	468.00	11,232,000	
	大東建託	2,000	13,610.00	27,220,000	
	N I P P O	1,000	1,829.00	1,829,000	
	住友林業	3,800	1,251.00	4,753,800	
	大和ハウス工業	15,800	2,249.00	35,534,200	
	積水ハウス	16,400	1,557.50	25,543,000	
	協和エクシオ	2,700	1,377.00	3,717,900	
	日揮	5,000	2,657.00	13,285,000	
	東芝プラントシステム	900	1,760.00	1,584,000	
	千代田化工建設	4,000	1,141.00	4,564,000	
	日清製粉グループ本社	5,700	1,187.00	6,765,900	
	カルビー	1,900	4,120.00	7,828,000	
	ヤクルト本社	2,800	6,680.00	18,704,000	
	明治ホールディングス	1,600	10,540.00	16,864,000	
	日本ハム	4,000	2,493.00	9,972,000	
	アサヒグループホールディングス	10,700	3,524.50	37,712,150	
	キリンホールディングス	22,800	1,469.00	33,493,200	
	伊藤園	1,400	2,250.00	3,150,000	
	キッコーマン	4,000	2,875.00	11,500,000	
	味の素	12,000	2,290.00	27,480,000	
	キュービー	2,600	2,014.00	5,236,400	
	ニチレイ	6,000	515.00	3,090,000	
	東洋水産	2,800	4,090.00	11,452,000	
	日清食品ホールディングス	2,200	6,080.00	13,376,000	
	日本たばこ産業	25,500	3,875.50	98,825,250	
	東レ	38,000	873.80	33,204,400	
	王子ホールディングス	20,000	412.00	8,240,000	
	クラレ	8,300	1,355.00	11,246,500	
	旭化成	31,000	1,002.50	31,077,500	
	昭和電工	32,000	154.00	4,928,000	
	日産化学工業	3,300	2,134.00	7,042,200	
	東ソー	12,000	505.00	6,060,000	
	東亜合成	7,000	477.00	3,339,000	
	電気化学工業	10,000	400.00	4,000,000	
	信越化学工業	8,900	7,722.00	68,725,800	
	エア・ウォーター	4,000	1,947.00	7,788,000	
	大陽日酸	7,000	1,271.00	8,897,000	
	日本パーカライジング	1,100	2,478.00	2,725,800	
	日本触媒	4,000	1,451.00	5,804,000	
	J S R	4,800	2,052.00	9,849,600	
	三菱ケミカルホールディングス	30,400	586.70	17,835,680	
	日本合成化学工業	1,000	710.00	710,000	
	ダイセル	7,000	1,351.00	9,457,000	
	積水化学工業	12,000	1,421.00	17,052,000	
	日本ゼオン	4,000	1,126.00	4,504,000	

アイカ工業	1,500	2,361.00	3,541,500
宇部興産	25,000	167.00	4,175,000
日立化成	2,400	2,135.00	5,124,000
日本化薬	3,000	1,464.00	4,392,000
花王	13,600	4,515.00	61,404,000
日本ペイントホールディングス	4,000	2,751.00	11,004,000
関西ペイント	6,000	1,779.00	10,674,000
D I C	19,000	262.00	4,978,000
東洋インキS Cホールディングス	5,000	556.00	2,780,000
富士フイルムホールディングス	11,300	4,040.00	45,652,000
資生堂	8,700	1,762.50	15,333,750
ドクターシーラボ	500	3,525.00	1,762,500
小林製薬	800	6,920.00	5,536,000
日東電工	3,800	6,184.00	23,499,200
エフピコ	600	3,475.00	2,085,000
ニフコ	1,100	3,685.00	4,053,500
ユニ・チャーム	10,200	2,756.00	28,111,200
協和発酵キリン	6,000	1,278.00	7,668,000
武田薬品工業	18,500	4,949.00	91,556,500
アステラス製薬	56,300	1,791.50	100,861,450
塩野義製薬	7,600	2,924.00	22,222,400
田辺三菱製薬	5,700	1,791.00	10,208,700
中外製薬	4,800	3,310.00	15,888,000
科研製薬	2,000	2,658.00	5,316,000
エーザイ	6,400	4,344.00	27,801,600
ロート製薬	2,200	1,517.00	3,337,400
小野薬品工業	2,300	10,740.00	24,702,000
久光製薬	1,400	3,685.00	5,159,000
持田製薬	400	6,810.00	2,724,000
参天製薬	1,800	6,760.00	12,168,000
ツムラ	1,500	2,660.00	3,990,000
沢井製薬	800	6,900.00	5,520,000
第一三共	16,400	1,721.00	28,224,400
キョーリン製薬ホールディングス	1,300	2,321.00	3,017,300
大塚ホールディングス	9,800	3,946.00	38,670,800
大正製薬ホールディングス	1,200	7,480.00	8,976,000
昭和シェル石油	4,300	982.00	4,222,600
東燃ゼネラル石油	8,000	996.00	7,968,000
出光興産	2,000	2,036.00	4,072,000
J Xホールディングス	55,600	437.10	24,302,760
横浜ゴム	6,000	1,005.00	6,030,000
東洋ゴム工業	2,400	2,170.00	5,208,000
ブリヂストン	15,500	3,867.00	59,938,500
住友ゴム工業	3,800	1,677.00	6,372,600
旭硝子	24,000	572.00	13,728,000
日本電気硝子	9,000	525.00	4,725,000
太平洋セメント	32,000	371.00	11,872,000
T O T O	8,000	1,403.00	11,224,000
日本特殊陶業	4,200	3,425.00	14,385,000
ニチアス	2,000	680.00	1,360,000
新日鐵住金	208,000	304.20	63,273,600
ジェイ エフ イー ホールディングス	12,700	2,385.50	30,295,850
大同特殊鋼	8,000	442.00	3,536,000
日立金属	5,000	1,968.00	9,840,000
三井金属鉱業	13,000	304.00	3,952,000
三菱マテリアル	32,000	364.00	11,648,000
住友金属鉱山	14,000	1,713.00	23,982,000
D O W Aホールディングス	6,000	920.00	5,520,000
住友電気工業	18,300	1,537.50	28,136,250
アサヒホールディングス	800	1,768.00	1,414,400
L I X I Lグループ	7,200	2,434.00	17,524,800

リンナイ	900	8,760.00	7,884,000
ジーテクト	600	1,186.00	711,600
日本発條	4,200	977.00	4,103,400
日本製鋼所	7,000	429.00	3,003,000
オーエスジー	2,200	1,885.00	4,147,000
ディスコ	500	9,120.00	4,560,000
ニューフレアテクノロジー	100	4,945.00	494,500
ナブテスコ	3,000	2,831.00	8,493,000
S M C	1,500	31,765.00	47,647,500
小松製作所	24,400	2,748.50	67,063,400
住友重機械工業	13,000	661.00	8,593,000
日立建機	2,200	2,508.00	5,517,600
クボタ	24,000	1,817.00	43,608,000
荏原製作所	10,000	518.00	5,180,000
ダイキン工業	6,900	7,184.00	49,569,600
栗田工業	2,700	2,490.00	6,723,000
椿本チエイン	3,000	940.00	2,820,000
タダノ	2,000	1,669.00	3,338,000
平和	1,100	2,216.00	2,437,600
S A N K Y O	1,400	3,815.00	5,341,000
ユニバーサルエンターテインメント	700	1,741.00	1,218,700
セガサミーホールディングス	5,000	1,652.00	8,260,000
T P R	500	2,688.00	1,344,000
ホシザキ電機	1,400	5,700.00	7,980,000
日本精工	10,000	1,450.00	14,500,000
ジェイテクト	5,300	1,876.00	9,942,800
不二越	4,000	669.00	2,676,000
T H K	3,200	2,770.00	8,864,000
マキタ	3,100	6,290.00	19,499,000
三菱重工業	79,000	684.00	54,036,000
I H I	34,000	577.00	19,618,000
コニカミノルタ	11,100	1,330.00	14,763,000
ブラザー工業	6,000	2,170.00	13,020,000
ミネベア	7,000	1,443.00	10,101,000
日立製作所	113,000	893.00	100,909,000
東芝	99,000	499.00	49,401,000
三菱電機	47,000	1,417.50	66,622,500
富士電機	13,000	504.00	6,552,000
安川電機	5,700	1,451.00	8,270,700
日本電産	5,000	7,542.00	37,710,000
オムロン	5,300	5,400.00	28,620,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	10,000	563.00	5,630,000
富士通	45,000	643.40	28,953,000
沖電気工業	16,000	243.00	3,888,000
セイコーエプソン	3,200	5,370.00	17,184,000
ワコム	5,200	421.00	2,189,200
パナソニック	57,500	1,475.00	84,812,500
アンリツ	3,300	814.00	2,686,200
富士通ゼネラル	1,000	1,255.00	1,255,000
T D K	2,800	7,000.00	19,600,000
ヒロセ電機	800	15,000.00	12,000,000
横河電機	4,700	1,498.00	7,040,600
日本光電工業	900	5,870.00	5,283,000
堀場製作所	900	4,035.00	3,631,500
キーエンス	1,100	55,470.00	61,017,000
シスメックス	3,600	4,895.00	17,622,000
スタンレー電気	3,400	2,283.00	7,762,200
カシオ計算機	4,700	1,619.00	7,609,300
ファナック	4,900	19,900.00	97,510,000
浜松ホトニクス	2,000	5,870.00	11,740,000
京セラ	7,700	5,649.00	43,497,300

村田製作所	4,900	13,040.00	63,896,000
小糸製作所	2,900	3,445.00	9,990,500
ミツバ	1,100	1,835.00	2,018,500
キャノン	27,400	3,635.00	99,599,000
リコー	14,300	1,250.50	17,882,150
トヨタ紡織	2,000	1,272.00	2,544,000
鬼怒川ゴム工業	1,000	470.00	470,000
ユニプレス	900	2,008.00	1,807,200
豊田自動織機	4,300	5,730.00	24,639,000
デンソー	11,600	5,506.00	63,869,600
三井造船	18,000	225.00	4,050,000
川崎重工業	34,000	484.00	16,456,000
名村造船所	1,200	1,345.00	1,614,000
日産自動車	65,800	1,073.50	70,636,300
いすゞ自動車	14,700	1,519.50	22,336,650
トヨタ自動車	15,200	7,025.00	106,780,000
日野自動車	6,900	1,567.00	10,812,300
三菱自動車工業	17,000	1,213.00	20,621,000
NOK	2,200	2,853.00	6,276,600
カヤバ工業	6,000	489.00	2,934,000
大同メタル工業	1,000	1,299.00	1,299,000
カルソニックカンセイ	4,000	609.00	2,436,000
アイシン精機	4,400	4,005.00	17,622,000
マツダ	14,100	2,880.50	40,615,050
ダイハツ工業	5,500	1,625.00	8,937,500
本田技研工業	26,500	3,621.50	95,969,750
スズキ	9,700	3,662.50	35,526,250
富士重工業	16,100	4,262.50	68,626,250
ヤマハ発動機	7,100	2,494.00	17,707,400
エクセディ	800	2,891.00	2,312,800
豊田合成	1,500	2,218.00	3,327,000
エフ・シー・シー	800	1,972.00	1,577,600
シマノ	2,000	15,360.00	30,720,000
テイ・エス テック	1,000	2,785.00	2,785,000
テルモ	7,300	2,687.00	19,615,100
ニコン	8,700	1,607.00	13,980,900
HOYA	11,100	4,259.00	47,274,900
バンダイナムコホールディングス	5,100	2,520.00	12,852,000
アシックス	4,600	3,005.00	13,823,000
ピジョン	900	7,520.00	6,768,000
電源開発	3,200	4,145.00	13,264,000
東京瓦斯	57,000	644.00	36,708,000
大阪瓦斯	48,000	453.30	21,758,400
東武鉄道	25,000	560.00	14,000,000
相鉄ホールディングス	11,000	453.00	4,983,000
東京急行電鉄	25,000	733.00	18,325,000
小田急電鉄	15,000	1,090.00	16,350,000
京王電鉄	13,000	875.00	11,375,000
京成電鉄	7,000	1,343.00	9,401,000
東日本旅客鉄道	8,700	8,977.00	78,099,900
西日本旅客鉄道	4,600	5,699.00	26,215,400
東海旅客鉄道	4,200	17,510.00	73,542,000
西日本鉄道	9,000	494.00	4,446,000
近畿日本鉄道	47,000	408.00	19,176,000
阪急阪神ホールディングス	32,000	663.00	21,216,000
京阪電気鉄道	14,000	596.00	8,344,000
名古屋鉄道	22,000	500.00	11,000,000
日本通運	19,000	543.00	10,317,000
ヤマトホールディングス	8,500	2,595.00	22,057,500
山九	6,000	462.00	2,772,000
日立物流	1,300	1,531.00	1,990,300

ANAホールディングス	91,000	274.20	24,952,200
上組	5,000	1,089.00	5,445,000
近鉄エクスプレス	500	3,995.00	1,997,500
グリー	3,300	805.00	2,656,500
ティーガイア	400	1,176.00	470,400
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	10,600	458.00	4,854,800
インターネットイニシアティブ	900	2,263.00	2,036,700
野村総合研究所	2,500	3,685.00	9,212,500
フジ・メディア・ホールディングス	4,800	1,609.00	7,723,200
オービック	1,600	3,900.00	6,240,000
ヤフー	33,100	438.00	14,497,800
トレンドマイクロ	2,400	3,555.00	8,532,000
日本オラクル	700	4,315.00	3,020,500
伊藤忠テクノソリューションズ	600	4,705.00	2,823,000
大塚商会	1,200	4,000.00	4,800,000
USEN	3,800	340.00	1,292,000
エイベックス・グループ・ホールディングス	900	1,564.00	1,407,600
日本テレビホールディングス	4,200	1,747.00	7,337,400
日本電信電話	14,700	6,540.00	96,138,000
KDDI	15,800	7,599.00	120,064,200
光通信	500	8,080.00	4,040,000
NTTドコモ	38,100	1,881.50	71,685,150
GMOインターネット	2,000	1,086.00	2,172,000
東宝	3,300	2,710.00	8,943,000
エヌ・ティ・ティ・データ	2,900	4,380.00	12,702,000
SCSK	1,100	3,050.00	3,355,000
コナミ	1,900	2,151.00	4,086,900
ソフトバンク	13,400	7,886.00	105,672,400
双日	30,900	171.00	5,283,900
アルフレッサホールディングス	5,800	1,366.00	7,922,800
シップヘルスケアホールディングス	1,000	2,818.00	2,818,000
三菱食品	700	2,599.00	1,819,300
第一興商	1,200	3,065.00	3,678,000
メディカルホールディングス	4,600	1,311.00	6,030,600
伊藤忠商事	39,000	1,359.50	53,020,500
丸紅	40,100	729.60	29,256,960
豊田通商	5,100	2,760.00	14,076,000
兼松	11,000	179.00	1,969,000
三井物産	39,500	1,627.00	64,266,500
日立ハイテクノロジーズ	1,600	3,430.00	5,488,000
山善	2,300	856.00	1,968,800
住友商事	27,100	1,250.00	33,875,000
三菱商事	35,400	2,304.00	81,561,600
岩谷産業	5,000	826.00	4,130,000
東邦ホールディングス	1,800	1,499.00	2,698,200
サンリオ	1,100	3,060.00	3,366,000
日鉄住金物産	4,000	416.00	1,664,000
ミスミグループ本社	1,800	3,700.00	6,660,000
ローソン	1,800	7,390.00	13,302,000
エービーシー・マート	700	5,750.00	4,025,000
ゲオホールディングス	700	958.00	670,600
日本マクドナルドホールディングス	1,900	2,720.00	5,168,000
スターバックス コーヒー ジャパン	1,400	1,462.00	2,046,800
パル	300	3,015.00	904,500
セリア	600	4,665.00	2,799,000
MonotaRO	1,000	2,966.00	2,966,000
J.フロント リテイリング	5,800	1,542.00	8,943,600
マツモトキヨシホールディングス	1,200	3,340.00	4,008,000
スタートトゥデイ	1,400	2,500.00	3,500,000
三越伊勢丹ホールディングス	9,100	1,606.00	14,614,600
ウエルシアホールディングス	500	3,960.00	1,980,000

コスモス薬品	300	16,250.00	4,875,000
セブン&アイ・ホールディングス	19,500	4,500.00	87,750,000
ツルハホールディングス	900	6,710.00	6,039,000
良品計画	600	14,740.00	8,844,000
ドンキホーテホールディングス	1,600	7,590.00	12,144,000
V Tホールディングス	1,500	403.00	604,500
ユナイテッドアローズ	700	3,390.00	2,373,000
スギホールディングス	800	4,905.00	3,924,000
ファミリーマート	1,500	4,410.00	6,615,000
A O K Iホールディングス	900	1,123.00	1,010,700
コメリ	900	2,578.00	2,320,200
しまむら	500	10,290.00	5,145,000
高島屋	6,000	1,016.00	6,096,000
イオン	18,300	1,195.50	21,877,650
ユニグループ・ホールディングス	4,400	605.00	2,662,000
イズミ	1,200	3,740.00	4,488,000
ケーズホールディングス	1,200	2,912.00	3,494,400
アインファーマシーズ	600	3,120.00	1,872,000
ヤマダ電機	18,100	392.00	7,095,200
ニトリホールディングス	2,000	7,110.00	14,220,000
王将フードサービス	500	4,165.00	2,082,500
アークス	800	2,453.00	1,962,400
パロー	1,000	2,051.00	2,051,000
ファーストリテイリング	900	43,030.00	38,727,000
サンドラッグ	1,000	4,865.00	4,865,000
新生銀行	44,000	217.00	9,548,000
あおぞら銀行	31,000	391.00	12,121,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	159,600	671.00	107,091,600
りそなホールディングス	54,500	642.40	35,010,800
三井住友トラスト・ホールディングス	104,000	472.60	49,150,400
三井住友フィナンシャルグループ	22,100	4,473.00	98,853,300
西日本シティ銀行	16,000	337.00	5,392,000
千葉銀行	18,000	801.00	14,418,000
横浜銀行	32,000	664.00	21,248,000
常陽銀行	17,000	598.00	10,166,000
群馬銀行	11,000	713.00	7,843,000
ふくおかフィナンシャルグループ	19,000	628.00	11,932,000
静岡銀行	14,000	1,156.00	16,184,000
十六銀行	8,000	447.00	3,576,000
スルガ銀行	4,800	2,286.00	10,972,800
八十二銀行	11,000	717.00	7,887,000
ほくほくフィナンシャルグループ	31,000	239.00	7,409,000
広島銀行	14,000	566.00	7,924,000
中国銀行	4,400	1,667.00	7,334,800
伊予銀行	6,500	1,231.00	8,001,500
セブン銀行	15,500	511.00	7,920,500
みずほフィナンシャルグループ	478,100	203.10	97,102,110
山口フィナンシャルグループ	6,000	1,189.00	7,134,000
北洋銀行	6,900	455.00	3,139,500
京葉銀行	5,000	657.00	3,285,000
大和証券グループ本社	43,000	956.00	41,108,000
野村ホールディングス	95,200	725.20	69,039,040
岡三証券グループ	4,000	941.00	3,764,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	5,700	850.00	4,845,000
松井証券	2,800	1,124.00	3,147,200
ソニーフィナンシャルホールディングス	4,400	1,751.00	7,704,400
第一生命保険	29,800	1,711.50	51,002,700
東京海上ホールディングス	19,300	3,857.50	74,449,750
T & Dホールディングス	16,700	1,433.50	23,939,450
クレディセゾン	3,700	2,358.00	8,724,600
芙蓉総合リース	600	4,375.00	2,625,000

興銀リース	600	2,406.00	1,443,600
東京センチュリーリース	1,100	3,015.00	3,316,500
Jトラスト	1,500	977.00	1,465,500
アイフル	7,800	462.00	3,603,600
リコーリース	400	3,115.00	1,246,000
イオンフィナンシャルサービス	3,000	2,445.00	7,335,000
アコム	11,100	351.00	3,896,100
日立キャピタル	1,100	2,698.00	2,967,800
オリックス	33,000	1,579.50	52,123,500
三菱UFJリース	11,600	570.00	6,612,000
日本取引所グループ	6,700	3,060.00	20,502,000
ヒューリック	8,600	1,321.00	11,360,600
野村不動産ホールディングス	2,800	2,126.00	5,952,800
東急不動産ホールディングス	13,300	861.00	11,451,300
飯田グループホールディングス	3,000	1,400.00	4,200,000
パーク24	2,300	1,704.00	3,919,200
三井不動産	25,000	3,603.50	90,087,500
三菱地所	35,000	2,819.00	98,665,000
住友不動産	11,000	4,506.00	49,566,000
大京	7,000	214.00	1,498,000
レオパレス21	5,000	675.00	3,375,000
住友不動産販売	400	2,717.00	1,086,800
タカラレーベン	1,400	537.00	751,800
イオンモール	3,000	2,192.00	6,576,000
エヌ・ティ・ティ都市開発	2,800	1,296.00	3,628,800
アコーディア・ゴルフ	1,800	1,050.00	1,890,000
テンプホールディングス	800	3,295.00	2,636,000
カカクコム	3,200	1,732.00	5,542,400
エムスリー	4,200	1,982.00	8,324,400
ディー・エヌ・エー	2,400	1,520.00	3,648,000
博報堂DYホールディングス	6,700	1,166.00	7,812,200
電通	5,600	4,425.00	24,780,000
みらかホールディングス	1,300	4,700.00	6,110,000
オリエンタルランド	1,300	24,515.00	31,869,500
リゾートトラスト	1,800	2,434.00	4,381,200
もしもしホットライン	700	1,174.00	821,800
ユー・エス・エス	6,200	1,751.00	10,856,200
サイバーエージェント	1,200	4,810.00	5,772,000
楽天	21,600	1,605.50	34,678,800
リロ・ホールディング	300	7,770.00	2,331,000
エイチ・アイ・エス	1,000	2,594.00	2,594,000
セコム	4,800	6,903.00	33,134,400
ベネッセホールディングス	1,800	3,650.00	6,570,000
イオンディライト	400	2,723.00	1,089,200
小計		銘柄数 組入時価比率	400 98.5%
合計			7,054,596,600 100.0%
			7,054,596,600

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成26年11月末日現在

資産総額	7,502,260,309円
負債総額	95,829,128円
純資産総額（ - ）	7,406,431,181円
発行済口数	6,674,481,595口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1097円
（1万口当たり純資産額）	（11,097円）

<参考情報>

「アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド」

平成26年11月末日現在

資産総額	7,649,403,774円
負債総額	244,614,770円
純資産総額（ - ）	7,404,789,004円
発行済口数	6,634,710,675口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1161円
（1万口当たり純資産額）	（11,161円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在

資本金の額	: 12億円
発行株式総数	: 9,000,000株
発行済株式総数	: 2,400,000株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

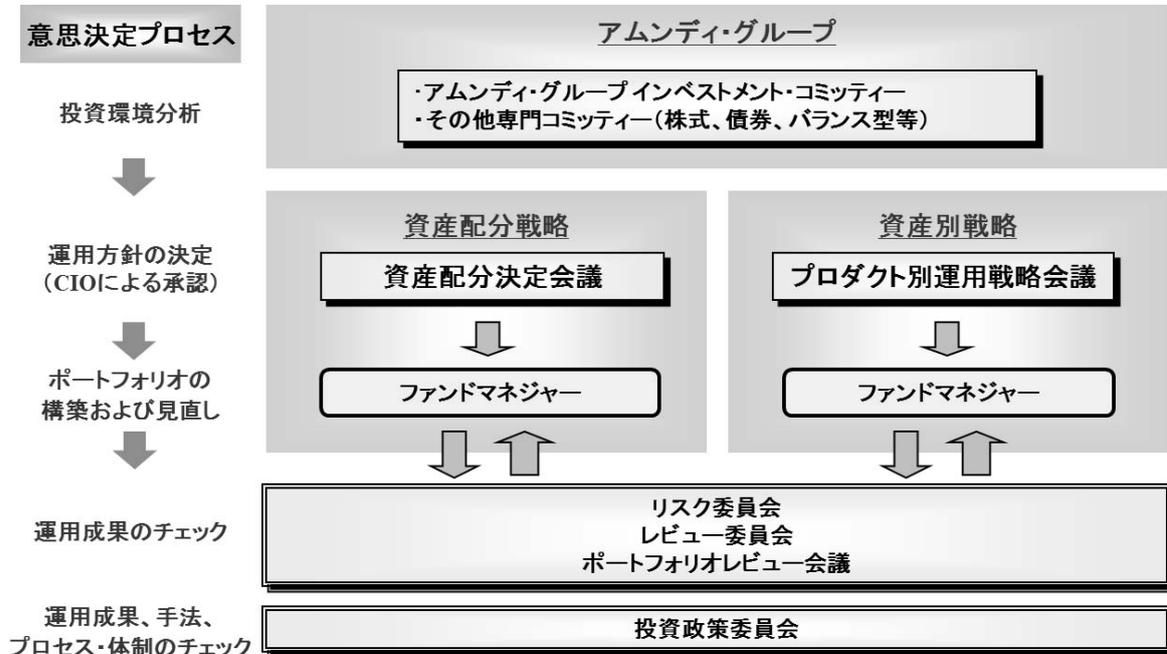
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。
- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。

- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成26年11月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	18	52,819
追加型株式投資信託	181	2,514,549
追加型公社債投資信託	1	16,535
合計	200	2,583,903

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度に係る中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	第32期 (平成25年3月31日)		第33期 (平成26年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		2,153,697		2,252,064
有価証券		1,175,027		1,549,835
前払費用		179,108		123,202
未収還付法人税等		6,458		-
未収入金		6,527		4,703
未収委託者報酬	*1	1,127,856	*1	1,618,084
未収運用受託報酬	*1	718,958	*1	989,117
未収投資助言報酬		15,982		2,637
未収収益	*1	143,682	*1	106,913
繰延税金資産		98,508		98,508
先物取引		-		6,840
委託証拠金		-		119,915
立替金		20,820	*1	77,293
その他		125		103
流動資産合計		5,646,747		6,949,214
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	119,322	*2	109,143
器具備品(純額)	*2	108,135	*2	91,300
有形固定資産合計		227,457		200,443
無形固定資産				
ソフトウェア		11,850		8,767
電話加入権		934		934
無形固定資産合計		12,784		9,702
投資その他の資産				
投資有価証券		2,278,289		2,508,026
関係会社株式		86,168		84,560
長期未収入金		5,000		4,000
長期差入保証金		180,700		182,049
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		5,000		4,000
投資その他の資産合計		2,545,216		2,774,695
固定資産合計		2,785,457		2,984,840
資産合計		8,432,205		9,934,054

(単位:千円)

	第32期 (平成25年3月31日)		第33期 (平成26年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
リース債務		819		1,160
預り金		319,438		307,458
未払金		700,436		1,149,002
未払償還金		4,966		4,009
未払手数料		573,177		919,265
その他未払金	*1	122,293	*1	225,728
未払費用		188,325		287,973
未払法人税等		14,323		52,415
関係会社未払金		-		38,011
未払消費税等		31,723		79,590

前受収益	217,643	102,062
賞与引当金	97,354	100,892
役員賞与引当金	15,992	19,100
流動負債合計	1,586,053	2,137,664
固定負債		
リース債務	-	4,555
繰延税金負債	16,243	8,586
退職給付引当金	58,759	59,347
賞与引当金	5,667	13,075
役員賞与引当金	9,721	16,133
資産除去債務	50,917	51,930
固定負債合計	141,307	153,627
負債合計	1,727,359	2,291,290
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	2,963,877	3,903,806
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	1,363,877	2,303,806
利益剰余金合計	3,073,969	4,013,898
株主資本合計	6,692,804	7,632,734
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,041	7,190
繰延ヘッジ損益	-	17,220
評価・換算差額等合計	12,041	10,030
純資産合計	6,704,845	7,642,764
負債純資産合計	8,432,205	9,934,054

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	第32期 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	第33期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,769,804	9,687,424
運用受託報酬	1,917,494	2,740,189
投資助言報酬	39,575	20,054
その他営業収益	468,026	313,117
営業収益合計	9,194,899	12,760,783
営業費用		
支払手数料	3,547,890	5,760,431
広告宣伝費	67,487	125,877
調査費	1,158,768	1,328,275
調査費	568,720	658,084
委託調査費	590,048	670,191
委託計算費	19,254	18,193
営業雑経費	229,276	182,722
通信費	49,209	36,084
印刷費	163,516	129,844
協会費	16,552	16,793

営業費用合計	5,022,676	7,415,498
一般管理費		
給料	2,585,017	2,660,475
役員報酬	118,614	95,853
給料・手当	2,149,555	2,184,875
賞与	276,105	352,428
役員賞与	40,743	27,319
交際費	11,803	14,824
旅費交通費	46,930	69,548
租税公課	39,746	42,426
不動産賃借料	173,282	165,153
賞与引当金繰入	93,485	108,300
役員賞与引当金繰入	17,640	27,200
退職給付費用	222,723	328,220
固定資産減価償却費	45,404	38,212
福利厚生費	421,902	350,779
諸経費	184,638	199,639
一般管理費合計	3,842,570	4,004,775
営業利益	329,653	1,340,510
営業外収益		
有価証券利息	-	10,106
受取利息	14	11
為替差益	21,424	26,677
雑収入	12,664	17,631
営業外収益合計	34,102	54,425
営業外費用		
有価証券利息	14,065	-
有価証券売却損	-	666
関係会社株式評価損	-	1,607
支払利息	-	39
雑損失	231	3,467
営業外費用合計	14,296	5,780
経常利益	349,460	1,389,155
特別損失		
固定資産除却損	*1 6,432	*1 684
特別損失合計	6,432	684
税引前当期純利益	343,028	1,388,471
法人税、住民税及び事業税	3,800	80,085
法人税等調整額	67,152	6,543
法人税等合計	70,952	73,541
当期純利益	272,076	1,314,929

(3) 【株主資本等変動計算書】

第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰越 利益 剰余金		
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835	110,093	1,600,000	1,391,801	3,101,893	6,720,728
当期変動額									

剰余金の配当							300,000	300,000	300,000
当期純利益							272,076	272,076	272,076
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							27,924	27,924	27,924
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835	110,093	1,600,000	1,363,877	3,073,969	6,692,804

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計	
当期首残高	8,441	-	8,441	6,712,288
当期変動額				
剰余金の配当				300,000
当期純利益				272,076
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	20,481	-	20,481	20,481
当期変動額合計	20,481	-	20,481	7,443
当期末残高	12,041	-	12,041	6,704,845

第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		利益剰余 金合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰越 利益 剰余金		
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835	110,093	1,600,000	1,363,877	3,073,969	6,692,804
当期変動額									
剰余金の配当							375,000	375,000	375,000
当期純利益							1,314,929	1,314,929	1,314,929
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							939,929	939,929	939,929
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835	110,093	1,600,000	2,303,806	4,013,898	7,632,734

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計	
当期首残高	12,041	-	12,041	6,704,845
当期変動額				
剰余金の配当				375,000
当期純利益				1,314,929
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	19,231	17,220	2,011	2,011
当期変動額合計	19,231	17,220	2,011	937,918
当期末残高	7,190	17,220	10,030	7,642,764

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物取引 ヘッジ対象・・・投資有価証券</p> <p>(3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として毎日ヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

	<p>定額法により償却しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15年～18年</p> <p>器具備品 4年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。</p> <p>(3) 賞与引当金</p> <p>従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金</p> <p>役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等</p> <p>消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>

表示方法の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、(退職給付関係)の注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っており、(退職給付関係)の注記の組替えは行っていません。

注記事項

(貸借対照表関係)

第32期 (平成25年3月31日現在)	第33期 (平成26年3月31日現在)
*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未収委託者報酬 7 千円	前払費用 45,975 千円
未収運用受託報酬 61,411 千円	未収委託者報酬 2,792 千円
未収収益 29,393 千円	未収運用受託報酬 52,089 千円
その他未払金 46,863 千円	未収収益 53,872 千円
	立替金 3,130 千円
	その他未払金 88,949 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 61,093 千円	建物 70,959 千円
器具備品 140,127 千円	器具備品 157,358 千円

(損益計算書関係)

第32期 (自 平成24年 4 月 1日 至 平成25年 3 月31日)	第33期 (自 平成25年 4 月 1日 至 平成26年 3 月31日)
*1 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、本社オフィスの18階借室部分の返還に伴い不要となった固定資産の除却であります。	*1 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、本社オフィスで使用していた固定資産の除却であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第32期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400
2. 配当に関する事項				

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通 株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

第33期

(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通 株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月18日 定時株主総会	普通 株式	350,000	145円83銭	平成26年3月31日	平成26年6月18日

配当原資については、利益剰余金としております。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

デリバティブ取引は株価指数先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、毎日ポジション並びに評価額及び評価損益の管理を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

第32期（平成25年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,153,697	2,153,697	-
(2) 未収委託者報酬	1,127,856	1,127,856	-
(3) 未収運用受託報酬	718,958	718,958	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	744,922	753,515	8,593
その他有価証券	2,708,394	2,708,394	-
資産計	7,453,827	7,462,420	8,593
(1) 未払手数料	573,177	573,177	-

負債計	573,177	573,177	-
-----	---------	---------	---

第33期（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,252,064	2,252,064	-
(2) 未収委託者報酬	1,618,084	1,618,084	-
(3) 未収運用受託報酬	989,117	989,117	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	1,362,405	1,369,960	7,555
その他有価証券	2,695,456	2,695,456	-
資産計	8,917,127	8,924,682	7,555
(1) 未払手数料	919,265	919,265	-
負債計	919,265	919,265	-
デリバティブ取引(*1)	6,840	6,840	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項(デリバティブ取引関係)をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム(デラウェア)の株式です。

（単位：千円）

区分	第32期(平成25年3月31日)	第33期(平成26年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	84,560

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,153,697	-	-	-
未収委託者報酬	1,127,856	-	-	-
未収運用受託報酬	718,958	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

満期保有目的の債券	-	-	700,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの	370,000	1,450,000	-	-
合計	4,370,511	1,450,000	700,000	-

第33期(平成26年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,252,064	-	-	-
未収委託者報酬	1,618,084	-	-	-
未収運用受託報酬	989,117	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	350,000	950,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの	370,000	1,080,000	-	-
合計	5,229,266	1,430,000	950,000	-

(有価証券関係)

第32期 (自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)				
1. 満期保有目的の債券				
	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	744,922	753,515	8,593	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-	
合計	744,922	753,515	8,593	
2. 子会社株式				
子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				
3. その他有価証券				
	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,875,271	1,891,513	16,242
	(3)その他(注)	7,900	10,562	2,662
	小計	1,883,171	1,902,075	18,904
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他(注)	806,518	806,323	196
	小計	806,518	806,323	196
合計		2,689,686	2,708,394	18,708
(注) 投資信託受益証券であります				
4. 当事業年度中に売却したその他有価証券				

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	200,000	-	-

第33期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)				
1. 満期保有目的の債券				
	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,362,405	1,369,960	7,555	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-	
合計	1,362,405	1,369,960	7,555	
2. 子会社株式				
子会社株式(貸借対照表計上額84,560千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				
3. その他有価証券				
	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,484,616	1,495,362	10,746
	(3)その他(注)	13,179	16,960	3,782
	小計	1,497,795	1,512,322	14,528
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他(注)	1,208,832	1,183,133	25,699
	小計	1,208,832	1,183,133	25,699
合計		2,706,627	2,695,456	11,171
(注) 投資信託受益証券であります				
4. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	
投資信託	11,675	647	1,313	

(デリバティブ取引関係)

第32期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
該当事項はありません。	

第33期

(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	株価指数先物取引 売建	その他有価証券	367,740	-	6,840
	東証株価指数先物				
合計			367,740	-	6,840

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づいております。

(退職給付関係)

第32期

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	354,831
(2) 年金資産(千円)	295,087
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	59,744
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	985
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	58,759
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	58,759

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	222,723
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	46,260
(2) 勤務費用(千円)	168,695
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	7,275

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

(自平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度(積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	58,759 千円
退職給付費用	283,177 千円
退職給付の支払額	135,515 千円
制度への拠出額	147,073 千円
退職給付引当金の期末残高	59,347 千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	475,108 千円
年金資産	419,618 千円
会計基準変更時差異の未処理額	493 千円
	54,997 千円
非積立型制度の退職給付債務	4,350 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59,347 千円
退職給付に係る負債	59,347 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59,347 千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	283,177 千円
----------------	------------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、45,043千円でありました。

(税効果会計関係)

第32期 (平成25年3月31日現在)	第33期 (平成26年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
前受収益否認額 80,176	前受収益否認額 36,375
繰越欠損金 966,686	繰越欠損金 524,140
未払費用否認額 32,126	未払費用否認額 57,896
賞与引当金等損金算入限度超過額 37,004	賞与引当金等損金算入限度超過額 35,958
退職給付引当金損金算入限度超過額 44,832	退職給付引当金損金算入限度超過額 21,151
減価償却資産 7,449	減価償却資産 6,885
資産除去債務 16,852	資産除去債務 18,508
その他 9,753	その他有価証券評価差額金 3,981
繰延税金資産小計 1,194,878	その他 10,325

評価性引当額	1,092,719	繰延税金資産小計	715,220
繰延税金負債との相殺	3,651	評価性引当額	602,231
繰延税金資産合計	98,508	繰延税金負債との相殺	14,481
		繰延税金資産合計	98,508
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務会計基準適用に伴う有形固定	13,226	資産除去債務会計基準適用に伴う有形固定	13,532
資産計上額		資産計上額	
其他有価証券評価差額金	6,668	繰延ヘッジ損益	9,536
繰延税金負債小計	19,894	繰延税金負債小計	23,067
繰延税金資産との相殺	3,651	繰延税金資産との相殺	14,481
繰延税金負債合計	16,243	繰延税金負債合計	8,586
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。		法定実効税率	35.6%
		(調整)	
		住民税均等割等	0.3%
		連結納税制度適用による影響	2.7%
		評価性引当額の減少	35.3%
		其他	2.0%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.3%
		3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
		「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。この税率変更による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。	

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	第33期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	62,213千円	50,917千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円	-千円
時の経過による調整額	1,133千円	1,013千円
資産除去債務の履行による減少額	12,429千円	-千円
期末残高	50,917千円	51,930千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・リソナ米国ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルリアルコース)	949,852	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・リソナ米国ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルリアルコース)	1,662,404	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)及び第33期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)及び第33期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)及び第33期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第32期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・エス・アー	フランス パリ市	584,711 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	98,859	未収運用受託報酬	61,411
								委託者報酬 *1	7,816	未収委託者報酬	7
								投資助言報酬 *1	14,132	未収投資助言報酬	-
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	196,929	未収収益	29,393
								委託調査費等の支払 *2	181,969	未払金	46,863

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	180,803	前払費用	92,906
										未払金	4,801

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・エス・アー	フランス パリ市	596,262 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	147,721	未収運用受託報酬	52,089
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	115,395	未収収益	53,872
								委託調査費等の支払 *2	329,842	未払金	88,949

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ	ルクセンブルグ	87,315 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	656,193	未収運用受託報酬	281,980
								委託者報酬 *1	33,723	未収委託者報酬	6,600
								投資助言報酬 *1	9,007	未収投資助言報酬	2,564

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
 アムンディ エス・アー(非上場)
 アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
 クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

第32期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		第33期 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
1株当たり純資産額	2,793.69円	1株当たり純資産額	3,184.48円
1株当たり当期純利益金額	113.36円	1株当たり当期純利益金額	547.89円

<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>当期純利益</td> <td>272,076千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td> <td>272,076千円</td> </tr> <tr> <td>期中平均株式数</td> <td>2,400千株</td> </tr> </table>	当期純利益	272,076千円	普通株式に係る当期純利益	272,076千円	期中平均株式数	2,400千株	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>当期純利益</td> <td>1,314,929千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td> <td>1,314,929千円</td> </tr> <tr> <td>期中平均株式数</td> <td>2,400千株</td> </tr> </table>	当期純利益	1,314,929千円	普通株式に係る当期純利益	1,314,929千円	期中平均株式数	2,400千株
当期純利益	272,076千円												
普通株式に係る当期純利益	272,076千円												
期中平均株式数	2,400千株												
当期純利益	1,314,929千円												
普通株式に係る当期純利益	1,314,929千円												
期中平均株式数	2,400千株												

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間末
(平成26年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金	3,897,403
有価証券	1,269,526
前払費用	164,771
未収入金	4,417
未収委託者報酬	2,298,304
未収運用受託報酬	1,040,603
未収投資助言報酬	7,385

未収収益	161,177
繰延税金資産	95,753
委託証拠金	4,819
立替金	81,251
その他	159
流動資産合計	9,025,569

固定資産

有形固定資産	*1
建物(純額)	104,186
器具備品(純額)	92,423
有形固定資産合計	196,609

無形固定資産	*1
ソフトウェア	7,669
電話加入権	934
無形固定資産合計	8,604

投資その他の資産

投資有価証券	2,139,762
関係会社株式	84,560
長期未収入金	4,000
長期差入保証金	182,049
ゴルフ会員権	60
貸倒引当金	4,000

投資その他の資産合計	2,406,431
固定資産合計	2,611,643
資産合計	11,637,213

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
リース債務		2,319
預り金		111,774
未払金		1,426,359
未払償還金		4,009
未払手数料		1,216,964
その他未払金		205,385
未払費用		188,751
未払法人税等		89,195
関係会社未払金		142,354
未払消費税等		135,344
前受収益		67,067
賞与引当金		309,767
役員賞与引当金		35,285
先物取引		2,928
流動負債合計		2,511,144
固定負債		
リース債務(長期)		2,766
繰延税金負債		13,993
退職給付引当金		39,899
賞与引当金		13,075
役員賞与引当金		16,133
資産除去債務		52,445
固定負債合計		138,311
負債合計		2,649,455
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		1,076,268
その他資本剰余金		1,342,567
資本剰余金合計		2,418,835
利益剰余金		
利益準備金		110,093
その他利益剰余金		
別途積立金		1,600,000
繰越利益剰余金		3,648,172
利益剰余金合計		5,358,264
株主資本合計		8,977,099
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		10,658

評価・換算差額等合計	10,658
純資産合計	8,987,758
負債純資産合計	11,637,213

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		当中間会計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			7,461,781
運用受託報酬			1,522,180
投資助言報酬			8,728
その他営業収益			332,133
営業収益合計			9,324,821
営業費用			5,499,512
一般管理費	*1		1,918,222
営業利益			1,907,086
営業外収益	*2		6,458
営業外費用	*3		723
経常利益			1,912,821
税引前中間純利益			1,912,821
法人税、住民税及び事業税			210,641
法人税等調整額			7,814
法人税等合計			218,455
中間純利益			1,694,366

(3) 中間株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835	110,093	1,600,000	2,303,806	4,013,898	7,632,734
当中間期変動額									
剰余金の配当							350,000	350,000	350,000
中間純利益							1,694,366	1,694,366	1,694,366
株主資本以外の項目 の当中間期変動額(純 額)									
当中間期変動額合計							1,344,366	1,344,366	1,344,366
当中間期末残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835	110,093	1,600,000	3,648,172	5,358,264	8,977,099

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	7,190	17,220	10,030	7,642,764

当中間期変動額				
剰余金の配当				350,000
中間純利益				1,694,366
株主資本以外の項目 の当中間期変動額（純 額）	17,848	17,220	628	628
当中間期変動額合計	17,848	17,220	628	1,344,994
当中間期末残高	10,658	-	10,658	8,987,758

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

器具備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・東証株価指数先物取引

ヘッジ対象・・・投資有価証券

(3) ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

原則として毎日ヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成26年9月30日)

*1固定資産の減価償却累計額

有形固定資産 242,006 千円

無形固定資産 29,999 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

*1減価償却実施額

有形固定資産 14,960 千円

無形固定資産 2,458 千円

*2営業外収益のうち主要なもの

有価証券利息 5,353 千円

*3営業外費用のうち主要なもの

有価証券売却損 636 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当中間会計期間末(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

剰余金の配当

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月18日 定時株主総会	普通株式	350,000	145 円83 銭	平成26年3月31日	平成26年6月18日

配当原資については、利益剰余金としております。

(リース取引関係)

当中間会計期間（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

(2)リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	3,897,403	3,897,403	-

(2) 未収委託者報酬	2,298,304	2,298,304	-
(3) 未収運用受託報酬	1,040,603	1,040,603	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	1,356,790	1,371,680	14,890
その他有価証券	2,052,498	2,052,498	-
資産計	10,645,600	10,660,489	14,890
(1) 未払手数料	1,216,964	1,216,964	-
負債計	1,216,964	1,216,964	-
デリバティブ取引(*1)	(2,928)	(2,928)	-
デリバティブ取引計	(2,928)	(2,928)	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項(デリバティブ取引関係)をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウェア社の株式です。

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	84,560

(注3) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成26年9月30日)

1. 満期保有目的の債券

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	1,356,790	1,371,680	14,890
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-
合計	1,356,790	1,371,680	14,890

2. 子会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 84,560千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	1,105,675	1,114,524	8,849
	(3) その他(注)	125,447	133,174	7,727
	小計	1,231,122	1,247,698	16,576
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	804,816	804,800	16
	小計	804,816	804,800	16
	合計	2,035,938	2,052,498	16,560

(注)投資信託受益証券であります。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成26年9月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引	その他の指数先物取引				
	売建 東証REIT指数先物	98,454	-	101,382	2,928
	合計	98,454	-	101,382	2,928

(注)時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づいております。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	51,930千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	514千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
その他増減額(は減少)	-千円
当中間会計期間末残高	52,445千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

当中間会計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
7,972,701	1,039,066	313,054	9,324,821

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)	1,486,714	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務
アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)	966,820	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当中間会計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当中間会計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

当中間会計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)

1株当たり純資産額 3,744円 90銭

1株当たり中間純利益 705円 99銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益	1,694,366千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,694,366千円
期中平均株式数	2,400千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (3) 通常の見取の条件と異なる条件であって見取の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資 本 金 の 額 (平成26年9月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。また、金融商品取引法第33条の2の登録を受け、登録金融機関業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資 本 金 の 額 (平成26年9月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円（平成26年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再委託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等及び投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載を行います。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末に当ファンドの投資信託約款の全文を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

平成26年6月10日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 1月14日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・JPX日経400オープンの平成26年1月22日から平成26年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・JPX日経400オープンの平成26年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月10日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。